

弘済院発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について(100万円未満)（第3四半期）

	案件名称	種目	契約の相手方	契約金額 (円)税込	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和5年度 大阪市立弘済院第2特別養護老人ホーム スチームコンベクションオープン軟水器カートリッジ交換	13:26:01:その他	日本調理機株式会社 関西支店 支店長 小西 洋	44,000	2023/10/11	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号	G3 特殊技術による (メーカー対応)	-
2	[内科・医事] 電子カルテ用プリンター修繕	13:26:その他-01:その他	リコージャパン株式会社 デジタルサービス営業本部 大阪支社 北大阪営業部 部長 土岐 雄一	39,666	2023/11/8	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号	G3 特殊技術による (メーカー対応)	-
3	【放射線科】PHS通信障害復旧保守点検整備業務委託	01:03:02:その他通信設備	日新ネットワークス株式会社 代表取締役 竹田 仁茂	271,700	2023/11/10	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号	G4 既に契約した業務と密接不可分の関係による	-
4	[医事] 電子カルテ用プリンター修繕	13:26:その他-01:その他	リコージャパン株式会社 デジタルサービス営業本部 大阪支社 北大阪営業部 部長 土岐 雄一	29,700	2023/11/13	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号	G3 特殊技術による (メーカー対応)	-
5	令和5年度大阪市立弘済院会計年度任用職員特定業務従事者健康診断等業務委託(概算契約)	09:04:05:集団検診	医療法人 橘甲会 理事長 中川 正	23,100	2023/12/5	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第6号	G28 他業務との重複のため同一が有利	-
6	内視鏡2点 分解整備等保守業務委託	07:01:01:医療・試験検査、理化学機器等保守	宮野医療器株式会社 代表取締役 宮野 哲	863,242	2023/12/19	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号	G3 特殊技術による(代理店保守業務)	-

弘済院発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について(100万円以上)（第3四半期）

	案件名称	種目	契約の相手方	契約金額 (円)税込	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	住吉市民病院跡地に新設する介護老人保健施設整備支援業務委託	13:26:01:その他	株式会社病院システム 代表取締役 小澤 輝由	5,005,000	2023/12/1	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号	G4 既契約と密接不可分の関係	-

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 大阪市立弘済院第2特別養護老人ホーム
スチームコンベクションオープン軟水器カートリッジ交換

2 契約相手方

所在地：大阪府豊中市走井2-9-2
事業者名：日本調理機株式会社 関西支店
代表者：支店長 小西 洋

3 随意契約理由

第2特別養護老人ホームの厨房で使用しているスチームコンベクションオープンに付随する軟水器カートリッジが取替時期となった。

目詰まりによるボイラーの故障を防ぐため、カートリッジの交換を行う。

当該機器は株式会社コメットカトウにより製造されたものであるが、保守管理等については販売店に委託しており、他社が修繕等を行うと責任の所在が不明確となることから、当該機器の納品を行った上記事業者に依頼する。

4 契約方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市福祉局弘済院管理課（施設運営グループ）
電話番号 06-6871-8020

随意契約理由書

1 案件名称

[内科・医事] 電子カルテ用プリンター修繕

2 契約の相手方

所在地 吹田市江の木町 34 番 5 号

会社名 リコージャパン株式会社

デジタルサービス営業本部 大阪支社 北大阪営業部

代表者 部長 土岐 雄一

3 随意契約理由

現在使用している電子カルテ用プリンターは株式会社リコー社製であり、当機器の保守業務には特殊の技術及び固有の部品が必要であるため、当院所在地の担当である上記業者でしか対応出来ないため、当該事業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課 (附属病院グループ)

(電話番号 : 06 - 6871 - 8034)

随意契約理由書

1 案件名称

【放射線科】PHS 通信障害復旧保守点検整備業務委託

2 契約の相手方

所在地 大阪市淀川区木川東 3 丁目 2 - 12

会社名 日新ネットワークス株式会社

代表者 代表取締役 竹田 仁茂

3 随意契約理由

当院の施設管理の年間保守を請け負っている株式会社アスウェルの再委託先であり、院全体の電話機や内線を含む通信機器の保守を行っており、他社に履行させると関連する他の障害発生時に責任の所在が不明となる等、事業に著しい障害となる恐れがあることから、既契約と密接関係である上記業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課（附属病院グループ）

電話番号：06 - 6871 - 8034

随意契約理由書

1 案件名称

[医事] 電子カルテ用プリンター修繕

2 契約の相手方

所在地 吹田市江の木町 34 番 5 号

会社名 リコージャパン株式会社

デジタルサービス営業本部 大阪支社 北大阪営業部

代表者 部長 土岐 雄一

3 随意契約理由

現在使用している電子カルテ用プリンターは株式会社リコー社製であり、当機器の保守業務には特殊の技術及び固有の部品が必要であるため、当院所在地の担当である上記業者でしか対応出来ないため、当該事業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課 (附属病院グループ)

(電話番号 : 06 - 6871 - 8034)

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度大阪市立弘済院会計年度任用職員特定従事者健康診断等業務委託(概算契約)

2 契約の相手方

大阪市中央区内久宝寺町3-4-1

医療法人 橘甲会 理事長 中川 正

3 随意契約理由

労働安全衛生法第66条第1項並びに労働安全衛生法施行規則第44条第1項の規定により、事業者は、一定の要件を満たす職員に対し定康診断を受診させる義務が課せられている。

本務職員及び1週間当たりの所定勤務時間数が常勤職員の4分の3以上の会計年度任用職員(以下「本務職員等」)の健康診断業務委託は、総務局が一括して契約を締結し実施することとなっているが、1週間当たり3日以下勤務の会計年度任用職員のうち受診が必要とされる職員及び電離放射線業務従事者については、各所属において、契約を締結する必要がある。

総務局が契約した事業者と契約することにより、本務職員等と診断場所及び日時を合わせることができ、健診場所の事前準備経費及び健診スタッフの人件費等が不要であり、効率がよく安価となる。

以上のことから、週3日以下勤務の会計年度任用職員の特定制業務従事者健康診断及び特殊健康診断について、大阪市職員定期健康診断実施業者と特名随意契約にて契約を締結することとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課(庶務グループ)

電話番号06-6871-8002

随意契約理由書

1 案件名称

内視鏡 2 点 分解整備等保守業務委託

2 契約の相手方

所在地 兵庫県神戸市中央区楠町 5 丁目 4 - 8

会社名 宮野医療器株式会社

代表者 代表取締役 宮野 哲

3 随意契約理由

当院で使用している内視鏡メーカーである富士フィルムメディカル株式会社の製品であり、分解整備等に特殊な技術や専用部品を要するため、大阪府におけるメーカー代理店である上記業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課（附属病院グループ）

電話番号：06 - 6871 - 8034

随意契約理由書

1 案件名称

住吉市民病院跡地に新設する介護老人保健施設整備支援業務委託

2 契約の相手方

東京都豊島区目白 2 - 16 - 19

株式会社病院システム

代表取締役 小澤 輝由

3 随意契約理由（業者選定理由）

(1) 本業務の業務概要

- ・住吉市民病院跡地に新設する介護老人保健施設（以下「老健」という。）は、同時に新設する病院、研究施設と併せて本市が大阪公立大学（以下「大学」という。）に出資し、大学が3施設を一体的に運営するものとして、施設整備にかかる調整等は実際に運営にあたる大学を中心に行ってきた。
- ・しかし、建物建築工事の入札不落により開設時期が延期（令和9年度当初）となり、当初予定していた団塊の世代が後期高齢者となる令和7年度中の開所に間に合わないことから、開設当初から迅速かつ円滑に認知症介護を充実させ、地域との連携等に万全を期した老健とする必要が生じてきた。
- ・こうしたことから、老健運営については、介護業務実績のない大学ではなく、本市による指定管理制度にて、認知症介護実績を有する民間法人に、開設から一定の間、老健運営の参画を求めよう検討を進めることとなった。
- ・これにより、指定管理者の公募や新施設における老健部分の整備業務等が、新たに本市業務として実施されることとなったため、老健運営にあたる指定管理者の選定に際して参入しやすい公募要件を策定するためのサウンディング調査や、本市が行う老健整備業務に関する専門性のある助言・提案等を求めるものである。

(2) 随意契約理由

- ・老健整備においては、3施設の一体的運営という基本構想（ ）から外れることなく進めることが必須であり、研究・病院施設との連携は、老健が指定管理による運営となっても、これまでの調整経過を踏まえて進めていかねばならない。
- ・例えば、老健入所者がより高度な医療が必要となった場合に、容易かつ速やかに病院施設へ移すことを想定した機器選定であったり、3施設における互換性に配慮した計測機器等の整備など、新施設が病院と老健の合築施設であり、研究施設を併設しているという特性を活かした、総合的な本市認知症対策の拠点としての機能を確保するためには、老健整備について、大学が進めている病院・研究施設の整備状況と連動させなければならない。
- ・また、老健設備等の運用や運営マニュアルの整備にあたっては、大学が策定中の病院等の整備状況を詳細に渡って把握したうえで、連携・整備する必要がある。
- ・契約相手方は、令和3年4月から令和4年9月の間、本市が委託した「新施設の実施設設計に係る医療機器・医療情報システム等の整備計画策定業務」において、大学が3施設全てを運営する想定のもとに、老健を含む3施設の機器等を選定し、そのレイアウトや設備プロット図等を策定しており、令和4年8月からは、大学と新施設の開設に係る総合支援について業務委託契約を締結し、先の機器等整備計画に基づいて設備の搬入計画策定や運用リハーサル等のコンサルティング業務を行うなど、新施設建設の実施設設計の段階から参画し、今後、開設までの調整を行うものである。

- ・本業務は、これまで契約相手方が本市や大学から受託した業務委託契約の履行内容のうち老健部分を抽出し、指定管理者の参画という新条件による課題に対する提案等支援であり、過去の業務委託契約と密接不可分の関係にあることから、契約相手方は、本事業を確実かつ効率的・効果的に実施することができる唯一の事業者である。
- ・よって、契約相手方を本業務の委託事業者と決定し、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結して老健整備支援業務を委託するものである。

() 住吉市民病院跡地に整備する新病院等に関する基本構想

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課経営企画グループ

電話番号：06 6871 2298